

金融商品取引法におけるブロックチェーンに関する開示要件と想定される対応事項

PwC Japan有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・
アドバイザリー部
パートナー 竹内 秀輝



PwC Japan有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・
アドバイザリー部
マネージャー 安嶋 建



はじめに

本特集の「暗号資産に係る2026年金商法等改正法の成立」（前記事）で解説したとおり、2026年金融商品取引法改正により、暗号資産に関する情報公表制度が新たに整備されました。本稿では、その中でもブロックチェーンに関係する開示要件および想定対応事項に焦点を当てて整理します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りしておきます。

1 特定暗号資産の発行者による開示

(1) 特定暗号資産情報の公表

今般の法改正においては、「暗号資産であって、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの」を「特定暗号資産」として位置付け^{※1}、その発行者に対して、情報公表義務を課しています。開示制度の概要は既に前記事で示しているため、本稿では、開示内容のうちブロックチェーンに関連する項目に着目します。

現状、ブロックチェーンに関する文言が直接置かれているわけではありません。また、今後、内閣府令等において詳細が規定される可能性もありますが、そこにおいても当該文言が盛り込まれることが確定しているわけではありません。もっとも、諸外国における実務の進展や投資家保護という規制の趣旨を踏まえれば^{※2}、特定暗号資産の募集・売出しに際して発行者から投資家に明らかにされるべき基本的情報の中には、少なくとも実務上、投資家の利害に影響を及ぼす可能性があるものとして、以下のような事項が含まれると想定されます。

- 当該暗号資産の技術的仕様の概要
- 発行・移転・保管の仕組み
- 基盤となる分散型台帳または電子情報処理組織の特性
- 技術上の制約や前提条件
- 保有者に影響し得るシステム上の重要事項

これらが必要となる理由は、暗号資産の発行・移転・保

※1 金融商品取引法2条50項。

※2 これ以降の記載も同様の考慮に基づいています。

管の安全性や継続性、将来的な仕様変更リスク等に影響し得るため、投資判断上重要な情報になり得るからです。

(2) 定期情報の公表

特定暗号資産発行者には、事業年度ごとに定期情報を公表する義務も課されています^{※3}。これは、募集・売出し時点に限らず、発行後も継続的な情報提供を求めるものです。

そして、ブロックチェーン関連では次のような事項が実務上重要になると考えられます。

- 技術保守・開発体制の状況
- システム運営体制の変更の有無
- 技術基盤の安定性に関する重要情報
- 委託先や保守運営主体への依存状況
- 継続的なサービス提供に関する重要なリスク

(3) 臨時情報の公表

ブロックチェーン関連の開示という観点で、今回の改正で最も実務的に重要と考えられるものとして、投資判断に重要な影響を及ぼす事由が生じた場合における臨時情報の公表義務も規定されています^{※4}が、ブロックチェーン関連では、技術仕様変更や重大障害等に係る以下のような情報が臨時開示の対象となる可能性があります。

- 技術的仕様の変更
- 技術的仕様に関連するサービスの提供開始・休止・終了
- 技術的仕様の保守に係る業務の廃止
- その他、投資判断に重要な影響を及ぼす技術上・運営上の重要事実

(4) 開示情報の訂正および虚偽情報の公表停止

以上のほか、発行者による開示情報について訂正すべき事項がある場合には、適時に訂正することが求められています^{※5}。また、重要事項について虚偽があることを認識した場合には、虚偽情報を解消するための情報が公表されるまでの間、当該虚偽情報の公表を停止しなければならないとされています^{※6}。

そして、開示情報の訂正が問題となる典型例として、以下が想定されます。

- 技術仕様の重要部分の不記載
- 実際には存在する重大な制約の不開示
- 保守態勢に関する過度に楽観的な説明
- サービス継続性に関する誤解を招く表現
- 仕様変更の影響についての不適切な説明

2

暗号資産取引業を行う金融商品取引業者による開示

(1) 暗号資産情報の公表

暗号資産取引業者についても、取り扱う暗号資産に関する情報公表が求められることになります。これは、流通段階においても投資家に必要な情報を確保するための制度といえます。

これに該当するものとして、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者がある銘柄の暗号資産について新たに売買等の業務を行おうとする場合に、あらかじめ当該暗号資産に関する基本的情報を公表する義務^{※7}が挙げられます。ここで実務上、公表が求められる情報については、特定暗号資産発行者の場合と基本的に同様と想定されます。

(2) その他の対応

暗号資産交換業を行う金融商品取引業者には、当初公表した暗号資産情報に加え、必要に応じて臨時情報^{※8}や訂正情報^{※9}を公表するとともに、情報を継続的に公表する義務も課されています^{※10}。また、重要事項について虚偽があることを認識した場合には、虚偽情報を解消するための情報が公表されるまでの間、当該虚偽情報の公表を停止しなければならないとされています^{※11}。

そして、実務上重要になると想定されるものとして、重大な障害やセキュリティインシデントに関する事項が挙げられます。

3

発行者および金融商品取引業者において想定される対応事項

(1) 技術情報を開示情報として管理する態勢の整備

従来、ブロックチェーン関連の情報は主に技術部門内

※3 金融商品取引法27条の54。

※4 金融商品取引法27条の51。

※5 金融商品取引法27条の52。

※6 金融商品取引法27条の54第3項。

※7 金融商品取引法27条の60。

※8 金融商品取引法27条の61。

※9 金融商品取引法27条の62。

※10 金融商品取引法27条の63。

※11 金融商品取引法27条の54第3項。

で管理される傾向があったと考えられます。しかし、今般の法改正により、技術仕様やその変更が法定開示事項に含まれる可能性があるため、技術情報を開示統制の枠組みに組み込む必要があります。実務上有益な取り組みとして、以下のものが想定されます。

- 技術的仕様の社内定義の明確化
- 「重要な仕様変更」の判定基準整備
- 技術部門から法務・開示部門への報告ルート整備
- 開示要否判定会議体の設置
- 臨時開示トリガーの一覧化

(2) 訂正対応を見据えたレビュー体制の構築

技術的な説明は誤解を生みやすいため、開示文書については、技術、法務、コンプライアンスの各部門、さらには必要に応じて内部統制・内部監査部門を交えたレビュー

体制を構築しておくことが重要といえます。

4 おわりに

金融商品取引法の改正により、特定暗号資産の発行者および金融商品取引業者の双方に対して、体系的な情報開示義務が整備されました。ブロックチェーンに関しては、技術一般の説明義務というよりも、暗号資産の技術的仕様、その変更、関連サービスの開始・休止・終了、保守体制の変更等について、投資判断に重要な情報として適切に開示することが求められる点が重要といえます。

したがって、今後の実務では、技術部門と開示・法務・コンプライアンス部門との連携を前提とした開示統制の構築が不可欠になると想定されます。特に、仕様変更や障害情報を適時に捕捉し、法定開示に結び付ける態勢整備が規制対応の中心的な課題になると考えられます。

竹内 秀輝（たけうち ひでき）

PwC Japan有限責任監査法人 ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部 パートナー

監査法人で保険会社に対する監査業務および各種アドバイザリー業務を幅広く経験した後、2011年から2014年にかけて、金融庁監督局保険課および総務企画局総務課国際室で勤務。金融庁在籍期間中は、保険監督者国際機構（IAIS）のメンバーとして国際保険規制に関する検討に携わった他、国内外の監督カレッジへの参画を通じたクロスボーダーでの監督にも従事。現在、規制およびコンプライアンス領域のアドバイザリー業務を金融機関等に提供するほか、テクノロジー活用によるコンプライアンス業務変革関連サービスを主導している。

メールアドレス：hideki.h.takeuchi@pwc.com

安嶋 建（あじま たつる）

PwC Japan有限責任監査法人 ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部 マネージャー

金融系シンクタンク、大学（教員）、ITベンダー系戦略コンサルティングファーム、監査法人系コンサルティングファームを経て、2022年9月に入所。現在は主として金融機関向け規制対応支援業務を担当。博士（法学）Ph.D. in Law.

メールアドレス：tatsuru.ajima@pwc.com